

# 放置自転車海外提供指針

(平成17年3月31日局長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、川崎市自転車等の放置防止に関する条例(以下「条例」という。)に基づき撤去した放置自転車を発展途上国等へ提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供目的等)

第2条 自転車の提供は、発展途上国等の教育、福祉等を目的として行うものとする。

2 提供する自転車は、条例施行規則で定める保管期間を経過し、売却等の処理後に廃棄する自転車のうちで、通常の使用に十分に供することができるものを現状のまま、無償で提供するものとする。

(提供先等)

第3条 自転車の提供先は発展途上国等の政府又は自治体(以下「提供先政府等」という。)、並びに日本国で発展途上国等の福祉、教育等の向上を目的として活動しているNPO法人等(以下「NPO法人等」という。)とする。

2 提供先政府等及びNPO法人等は提供先政府等の住民等に無償で譲渡又は使用させるものとする。

(要請)

第4条 自転車提供の要請は、次の事項を記載した書面(書面が英文等の場合は日本語訳文を含む。)を添付して行うものとする。

(1) 要請者組織名及び代表者名

(2) 使用目的

(3) 提供を希望する自転車台数

(4) 運搬方法

(5) 使用者への譲渡等の方法

(6) 目的外に使用しないことの誓約

2 提供先政府の要請にあたっては、提供先国大使館を経由して受けるものとし、提供先国大使館の日本語文の紹介書を添付するものとする。

3 NPO法人等の要請にあたっては、NPO法人等の設立の目的、組織構成及び活動実績等を記載した書面等を添付するものとする。

(提供方法)

第5条 自転車を提供することが適当であると本市が認めた場合は、自転車台数、提供年月日、引渡場所、提供条件等を記載した自転車提供通知書を要請者に発行するものとする。

2 自転車は、本市が自転車等保管所に必要台数を集積し、要請者が自転車等保管所か

ら提供先国まで運搬するものとする。

- 3 自転車の引き渡し以後の一切の費用負担及び責任は、提供先政府又はNPO法人等が負うものとする。

(その他)

第6条 その他、この指針に定めのない事項については、建設緑政局長が定めるものとする。

# 発展途上国等への自転車の提供

## 提供目的

発展途上国等の教育、福祉の向上を目的として行う。

## 提供する自転車

通常の使用に充分に供することができるものを現状のまま無償で提供

## 提供先

- ・ 発展途上国等の政府又は自治体
- ・ 日本国で発展途上国等の福祉、教育等の向上を目的として活動しているNPO法人等

## 自転車提供のフロー

